

本日、ここに、鹿島市議会平成28年6月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

去る4月14日夜、熊本県熊本地方を中心地点とする、震源の深さ11キロメートル、地震の規模を表すマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7が観測されました。これを「前震」として、16日未明には、阪神・淡路大震災と同規模のマグニチュード7.3の「本震」が発生し、熊本県西原村と益城町で再び震度7が観測され、熊本県内外に大きな被害をもたらしましたことはご承知のとおりでございます。

ここに、犠牲となられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。改めて自然災害に対する取り組みの重要性や、日頃の防災意識向上の必要性を痛感しているところでございます。

【平成28年熊本地震への対応について】

鹿島市においては、4月14日の前震で震度3が観測されたため災害対策連絡室を、16日の本震では震度4が観測されましたので、直ちに、職員50名体制で災害対策本部を設置し、関係部署をはじめ関係機関と連携し、情報収集や被害状況の確認を行いました。人的な被害はありませんでしたが、給水管破損による断水や倒木等が確認されましたので、それらへの対応を行い、断水については12時間後に復旧したところでございます。このほか、4月14日の前震以降4月20日までの間で、市内におきましても自主避難

を希望される方がいらっしゃいましたので、「エイブル」や「かたらい」などで受け入れを行っております。

一方で、被災地に対する支援としまして、4月18日に総務部内に熊本地震被災支援室を設置し、各分野にわたり支援も行っているところでございます。

支援物資の提供としましては、九州市長会の災害相互支援要請により、飲料水やアルミマットを搬送いたしました。佐賀県は九州・山口9県被災地支援対策本部の要請に基づき、熊本県西原村を重点的に支援することとなり、必要な物資が分かり次第市民の皆様へ支援をお願いすることといたしました。

市民の皆様からは何か支援物資を送りたいという心温かい問い合わせがいくつも寄せられました。皆様のお気持ちに心から感謝を申し上げる次第でございます。

義援金の取り組みとしましては、今定例会において熊本被災地への義援金500万円を補正予算として計上しておりますほか、市民の皆様からの義援金につきましては、鹿島市社会福祉協議会を窓口としまして市役所や「エイブル」、「かたらい」、それに地区の公民館において受付を行っているところでございます。

人的支援としまして、佐賀県と連携し、現在まで5次にわたり被災地への職員派遣も行っております。避難所運営や罹災証明書発行業務、また避難者の皆様の心のケア等にあたる業務など、累計8名の職員を派遣しております。今後も被災地の要請に基づき積極的に派遣してまいりたいと考えております。

最後に、被災者受け入れのための、古枝にある定住促進住宅や市営住宅の提供、それに生活支援のための生活用品の貸出しや生活支援金を準備してお

ります。

現在においても未だに余震が続いており、収束の兆しが見えない状況の中で避難生活をしておられる皆様におかれましては、心身とも相当つらい思いをされておられることと存じます。一日も早い復興と被災された皆様が元の生活に戻られますことを心から願っているところでございます。

このように地震などの災害はいつどこで発生するかわかりません。鹿島市においては、こういった災害に対する万が一の備えとして、現在「鹿島新世紀センター」を建設しているところでございまして、災害対策本部、防災情報伝達システムの同報系や屋内放送システムが整備されますと、災害発生時の防災拠点として機能し、安全安心のまちづくりに寄与するものと考えております。

また、今回の地震により自主避難者に対する対応や情報発信のあり方など、いくつかの課題も見られましたので、鹿島新世紀センターのハード面とともに避難経路の想定など、ソフト面の充実をより一層図っていくこととしております。

【鹿島らしさを活かした魅力あるまちづくりについて】

さて、最近の鹿島市を取り巻く情勢について申し上げますと、「鹿島らしさ」、「鹿島ならではの」というものを外向けに印象付け、また、そのことにより、市全体が多くの場面で高い評価を得ることができたと思っております。

例えば、肥前浜宿のまちなみを活かしたまちづくり活動が、国土交通大臣から「手づくり郷土賞^{ふるさと}」という表彰を受け、また、鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会が、全国の地方紙と共同通信社が主催する「地域再生大賞」において「優秀賞」を受賞されております。

これらの受賞に至った背景にあるのは、長年の取組みが実を結んだことはもちろんのこと、景観整備や建物の修復、それにソフト面では空き町家や空き蔵の活用など、地域資源を活かした「鹿島らしさ」に軸足をおいた企画力とたゆまぬ努力があったからであると思っております。このような取組みが全国的に注目を受け、今回の受賞につながったものと思っております。

この2つの受賞は鹿島市にとって、将来的に進化を遂げていく地域活動の糧となるもので、次世代に継承する大きな力を得たのではないのでしょうか。

私たちのふるさと鹿島は、順調な発展を遂げていると言っても過言ではないと思います。今年度は「第六次鹿島市総合計画」のスタートの年であります。「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」の実現を目指し、市民の皆様が、安全・安心にそして楽しく暮らせるまちづくりに邁進していかねばと考えております。

人口減少、少子高齢化、核家族化の進行など、社会環境が変化する昨今、自治体の課題が多岐多様化することは避けられませんが、市民の皆様から寄せられる期待は大きく、さらに、想定を超えた今般の「熊本地震」の教訓として、福祉事業の危機管理態勢も強化する必要があると考えております。

「人づくり」、「体制づくり」、「きっかけとなるような仕掛けやPR方法」など十分な時間をかけながら、地域資源の再発掘を行い、同時に子育て支援の充実を図り、高齢者が安心して生活が送れるような社会の実現など、鹿島市の特性をさらに活かして効果的な施策を展開していこうと考えております。

【千葉県香取市との友好都市協定及び災害時相互応援協定について】

千葉県香取市との友好都市協定及び災害時相互応援協定の締結について申

申し上げます。

鹿島市と香取市は、去る4月23日に香取市において、友好都市協定及び災害時相互応援協定を締結してまいりました。

香取市とは、ともに鹿島鍋島藩の初代藩主「鍋島忠茂」公ゆかりの地であるという歴史的なつながりから、合併前の佐原市時代に交流が始まりました。その後、平成26年に香取市側から、正式に友好都市協定締結のご提案をいただき、香取市の合併10周年の節目の年である本年、協定締結の運びとなりました。今回の友好都市協定締結については、同時に、災害時に相互に支援を行う災害時相互応援協定も締結したところでございます。

このたびの香取市への訪問には、市議会議員の皆様をはじめ、民間の交流団の皆様など多くの方にご参加いただきました。今回の訪問をきっかけに、道の駅鹿島では、お互いの特産品を交換販売する取組みが早速に始まり、6月5日に香取市の特産品コーナーがオープンしました。

先日開催されました鹿島ガタリンピックでは、毎年、友好結縁都市として参加されております韓国高興郡、官学国際交流協定を締結している釜山外国語大学校に加え、今年は香取市からも友好都市の訪問団としてお見えいただき、香取市の小学生たちも、競技に参加されております。

このように、友好都市協定締結をきっかけとして、文化、産業など様々な分野で交流が広がり、また深まり、お互いのマチがさらに発展していくように取組みを続けていきたいと考えております。

【鹿島市子ども教育大綱について】

次に、総合教育会議について申し上げます。

鹿島市ではこの会議の名称を「鹿島市総合教育戦略会議」として、昨年度

は10回にわたり協議を行ってきたところでございます。今年3月に「鹿島市子ども教育大綱」を策定し、第6次鹿島市総合計画と同様平成28年度から平成32年度の5年の計画としております。

今年度最初の総合教育戦略会議を6月6日に開催し、今年度の議論すべき課題などを確認したところでございます。

また、この教育制度改革の趣旨でもあります、地域の皆様の考えを反映するという立場から、昨年は区長会や各小中学校のPTAの役員の皆様との懇談会を実施し、寄せられた意見を戦略会議の中で反映したところでございます。

そこで、今年度もまず5月に子どもの教育に関して、主に区長会、民生児童委員会、各小中学校のPTAの役員の皆様、そして放課後児童クラブの指導員にアンケートをお願いし皆様のご意見を伺ったところでございます。

このアンケートは現在、市のホームページにも掲載しており、これから広報活動に努め、より多くの皆様のご意見が寄せられるようにしていきたいと考えております。このアンケートのみに頼ることなく、いろいろな場面で皆様のご意見に耳を傾ける一方、可能な限り学校や地域に自ら足を運んで現場の実情を把握したいと思っております。

そして、次代を担う子どもたちの理想に少しでも近づくよう大綱に定める基本方針であります「つながり」と「信頼」の関係を強め「やる気」を呼び起こす「みんな」で進める教育に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【マイナンバーカードの普及について】

次に、マイナンバーカードの普及について申し上げます。

平成27年10月から全国民に「通知カード」によって12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月からは本格的にマイナンバー制度がスタートいたしました。

これに伴い、ご自分やご家族のマイナンバーを勤務先に提出した方も多いことと思われまます。

また、顔写真を貼り付けるなどして「マイナンバーカード（個人番号カード）」を申請する方も徐々に増えています。現在はその交付に際し窓口での自己負担は無料となっており、まずは新たな公的身分証明を得たことの充足感、その次は将来的な利用用途拡大への期待の声が聞かれております。

近年、交通・情報インフラが整備され、市民生活が広域化しており、さらに、核家族化は進み、単身で鹿島市に居住し、勤務は市外という時間的距離的な制約のある市民も少なからずいらっしゃいます。このような中、特にコンビニエンスストアで住民票、戸籍、印鑑証明書等の発行ができるようになる期待は大きいものがありますので、今後は、市民生活の利便性向上のため諸証明のコンビニ交付の実現など有効活用を近隣市町と連携し進めてまいります。

なお、マイナンバーカードの申請状況は、平成28年3月末1,762件、本人交付済1,638件となっています。

できるだけ多くの市民の皆様が、マイナンバーカードを取得していただくことをお願いします。

【ラムサール条約の推進について】

次に、ラムサール条約の推進について申し上げます。

昨年5月29日に「肥前鹿島干潟」57ヘクタールがラムサール条約登録

湿地となって今年で1年が経過しました。

この干潟を将来にわたり保全し活用していくためには、条約の目的である湿地の「保全・再生」と「ワイズユース（賢明な利用）」、「交流・学習」を推進していくことが最も重要だと考えております。

この登録をきっかけとして、干潟を保全し、どのように地域の活性化につなげていくのか、これから鹿島市の進むべき道について、様々な関係者の皆様とともに目的や目標を共有していきたいと考えております。

そのため、5月26日に区長会や地区振興会、産業団体、環境団体などから約20名の方にお集まりいただき「鹿島市ラムサール条約推進協議会」を発足しました。

これから1年をかけて鹿島市の方向性を十分に議論し、「肥前鹿島干潟保全・利活用計画」を策定してまいります。

この計画は、条約の目的を基本に置きながら、干潟を支えている鹿島市の里山の環境や山から海に流れる水を大切にしていくことが、ひいては干潟を守ることにつながるということを市民の皆様理解していただき、広めていくことを基本的な理念にしたいと考えております。

これは、単に環境を守るということだけではなく、産業にも活かしていくことで、長期的な干潟環境の保全につながり、条約の目的であるワイズユース（賢明な利用）にもつながっていくものと考えております。

今年度は、有明海の再生に向けて、有明海の水質や干潟の生物調査なども大学と連携して、引き続き実施することにしております。さらに、鹿島市の未来を担う子どもたちへの環境教育を進めていくために「ラムサール条約湿地登録1周年記念事業」として「こどもラムサール観察隊」の発足をはじめ「干潟案内人養成講座」、「ロゴマークの作成」などを実施していきます。

これらの事業を通じて市民の皆様、特に子どもたちに鹿島市の干潟をはじめ自然の魅力を知ってもらい、自分たちの地域に誇りが持てるような、地方創生のひとつの取組みにしていきたいと考えております。

どうか、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【保育料の軽減策について】

次に、保育料の軽減策について申し上げます。

内閣府は、平成28年度における幼児教育の段階的無償化について、保育料の軽減措置を今年度4月1日に施行しました。具体的には、低所得世帯の保育所や幼稚園の利用料について、従来の多子世帯軽減における年齢制限を撤廃するものでございます。

例えば、平成27年度までは、保育所に入所している第1子の保育料は満額、第2子は半額、第3子以降は無料となっておりますが、平成28年度からは、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については保護者と生計が同一の子や孫などがあれば、年齢に関わらず最年長の子どもから1人目と数え、第2子の保育料を半額、第3子以降を無料とするものでございます。幼稚園の多子世帯軽減も同様となるほか、市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の、ひとり親世帯や障がい者世帯に対する軽減措置も盛り込まれております。

鹿島市では、4月から既にこの軽減策を実施しており、鹿島市の少子化対策や子育て支援の大事な施策と考えているところでございます。

【国民健康保険について】

次に、この後、ご説明いたします議案とも関係してまいります。国民健

康保険について申し上げます。

国民健康保険については、昭和13年に任意制度として始まり、改正を重ね、昭和34年に現行の国民健康保険法が施行され、市町村が保険者として運営をすることとなりました。

その後、世界的にも類を見ない国民皆保険が達成され、現在に至っているところでもあります。

昨年5月には、制度発足以来の改正といわれている国民健康保険法の改正があり、平成30年度からは、都道府県と市町村が保険者として共同運営を行うこととされております。

これにより、鹿島市の国民健康保険についても、県内単一国保の一員となり運営を行っていくこととなります。現在、佐賀県と県内市町と協議を行いながら、スムーズに移行できるよう検討を重ねているところでもあります。

課題といたしましては、財政運営があげられます。今定例会におきましても補正予算の議案を提出いたしておりますが、鹿島市の国保では、保険料の収納率が必ずしも高くなかったことなどを要因として、平成25年度から3年続けて赤字決算であり、歳入不足を翌年度より繰上充用しております。特に、平成27年度は、高価な新薬が保険適用となったこともあって、その額が急速に拡大いたしました。この赤字については、県との共同運営までには、各市町とも、その解消を目指すということになります。

今後のスケジュールとしましては、今年末までには、県から市町の30年度以降の標準税率が示される見込みですので、その状況とあわせて、引き続き、国保税の収納率向上に取り組み、今後の医療費の状況や、国や県の交付金等の推移を見ながら、今年度末までには、赤字解消のための方向性を見出さなければならないものと考えております。

国保に加入をしておられる市民の皆様が、これまでどおり安心して医療を受けられることを第一に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【ふるさと納税寄附金について】

最後に、ふるさと納税寄附金の状況について申し上げます。

ふるさと納税寄附金については、昨年度から、ふるさと納税のポータルサイトを活用し、PRの拡充を図っているところでございます。また、今年度からはクレジット決済を導入し、寄付をしてくださる方への利便性向上にも努めてまいりました。

さらに、今年度からは、これらに加えて、組織の見直しにより専任職員を配置しており、市内の企業様から様々な提案をいただきながら、数多くの返礼品を提示しているところでございます。おかげさまで、日本全国から申し込みをいただき、その件数、額は、順調に増加しているところでありまして、当初見込額を大幅に超える見込みとなってまいりました。

今後、ふるさと納税寄附金に関して、歳入と返礼品等の原資について補正予算をお願いすることになると思われますので、その際は、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、報告5件、専決処分事項の承認4件、条例改正6件、補正予算1件、その他1件の合計17件でございます。

はじめに、

報告第2号

 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、**報告第3号** 平成27年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について申し上げます。

平成27年度から2か年の継続事業として、防災情報伝達システム整備事業に取り組んでおりますが、平成27年度の年割額に残額が生じ、平成28年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたすものでございます。

また、**報告第4号** 平成27年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書、**報告第5号** 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の2件につきましては、平成27年度の予算執行段階で諸般の事情により予算の一部を平成28年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、**報告第6号** 平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画について申し上げます。

鹿島市土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度事業計画書の写しを提出し、報告いたすものでございます。

続きまして、専決処分事項の承認に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第41号** 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が

公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴いまして、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる改正と低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大する改正を行ったものでございます。

次に、**議案第42号** 専決処分事項（平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、予算の総額に1億213万円を追加し、補正後の総額を157億6,178万7千円といたしましたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上のほか、国の補正予算に伴う情報セキュリティ強化対策事業債の新規計上などを行っております。

歳出では、予備費による調整のほか今後の財政負担に備えるため公共施設建設基金へ1億610万円の積立てを行い、計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、**議案第43号** 専決処分事項（平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算につきましては、予算の総額に4,362万4千円を追加し、補正後の総額を47億8,055万9千円といたしましたものでございます。

補正の内容としましては平成27年度3月補正予算成立後に、保険給付費が見込以上の伸びとなりその予算不足を補ったものでございます。

最後に、**議案第44号** 専決処分事項（平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算につきましては、予算の総額に 2 億 7 5 0 万 8 千円を追加し、予算の総額を 4 8 億 7 5 2 万 4 千円といたしましたものでございます。

補正の内容といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、平成 2 7 年度の国保会計において決算不足金が生じたため、この補填金として、2 億 7 5 0 万 8 千円を平成 2 8 年度予算から繰り上げ充用いたすものでございます。

続きまして、条例改正に関する議案 6 件について申し上げます。

まず、**議案第 4 5 号** 「市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例」、**議案第 4 6 号** 「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び **議案第 4 7 号** 「鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」の 3 件の制定について申し上げます。

これらは、平成 2 7 年度鹿島市特別職報酬等審議会の答申の内容を踏まえまして、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額を増額いたすものでございます。

次に、**議案第 4 8 号** 「鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について申し上げます。

家庭的保育事業等における保育士不足の解消に向け、国が省令で定めている基準の一部が改正されたことに伴うものでございまして、保育士の数の算定に准看護師を追加するなど、保育士の配置基準の一部について弾力的な運用ができるようになる内容となっております。

議案第 4 9 号 「鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について申し上げます。

条例で、放課後児童クラブの支援員の要件の 1 つとして、幼稚園や小学

校・中学校などの「教諭となる資格を有する者」を掲げておりますが、学校教育法の一部改正により、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されましたので、所要の改正を行うものでございます。

条例に関する議案の最後に、議案第50号「鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の制定について申し上げます。

これまで、分担金の徴収については不服申立てができる期間が、地方自治法の規定により、特例として通常より短縮して定められておりましたが、新たな行政不服審査法の施行により、この特例がなくなりましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に4,839万8千円を追加し、補正後の総額を136億5,239万8千円といたすものでございます。

歳入につきましては、さが未来スイッチ交付金や、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、基金繰入金などを計上いたしております。

歳出のうち主な事業として、総務費で、平成28年熊本地震に係る被災地への義援金やコミュニティ助成事業を、消防費では、災害派遣に係る経費や避難者支援補助金、生活再建支援金などを新規に計上いたしております。

また、さが未来スイッチ交付金につきましても、事業内容に応じ、それぞれの費目にて新規に計上しているところでございます。

最後に、議案第52号杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について申し上げます。

これは、杵藤地区広域市町村圏組合が保有する「ふるさと市町村圏基金」

の処分について、同組合の規約の変更について協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。